令和９・10・11 年
香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引き
（追加受付・随時受付用）

香川県総務事務集中課
令和8年11月16日更新

令和９年１月１日から令和 11 年 12 月 31 日までの間に、香川県（本庁、出先機関等）が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。））の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を希望される方は、次のとおり競争入札参加資格審査の申請手続きを行ってください。

≪お知らせ≫

追加受付・随時受付について

【香川県電子申請・届出システム】にて、申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14068

第１　誓約事項

香川県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格の申請に当たっては、以下の事項について誓約していただきます。

（１）競争入札参加資格申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないこと

> 地方自治法施行令第 167 条の 4
> （一般競争入札の参加者の資格）
> 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
> 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
> 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
> 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（３）香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領 別表 10 の項から 15 の項までのいずれにも該当せず、将来においても該当する行為を行わないこと

> 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領　別表
> （暴力団関係者）
> 10　代表役員等、一般役員等*又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
> 11　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
> 12　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
> 13　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
> 14　契約等の相手方が 10 の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
> 15　10 の項から 13 の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
>
> ＊　代表役員等：有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）
> 一般役員等：有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等以外のもの

（４）競争入札の参加資格を認定された上は、入札への参加、契約の履行に当たっては関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守すること

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付けされる資格を有する者とします。この場合において、Ｂ級に該当する者は、契約の予定価格が 400 万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとします。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがあります。

資　格　要　件	資　格　区　分	
	Ａ　級	Ｂ　級
申請日の直前の事業年度（１年間）の製造又は販売等の実績高（※１）	３，０００万円以上	Ａ級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度（１年間）の決算における自己資本額（払込資本額ではありません。）（※２）	５０万円以上	
登録日現在における営業年数	２年以上	

※１　申請日直前の決算時における、法人の場合は損益計算書の売上高、個人の場合は所得確定書類の売上金額とする。

※２　申請日直前の決算時における、下記金額とする。
　　法人の場合＝貸借対照表：純資産合計額
　　個人の場合＝所得確定書類：（事業主借＋元入金＋青色申告前の所得金額）－（事業主貸）

第３　競争入札に参加することができない者

（１）次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

①　契約を締結する能力を有しない者

②　破産者で復権を得ない者

③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

（２）次のいずれかに該当する者は、その事実に該当すると認めた後３年間競争入札に参加することができないことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

①　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　①から⑤まで規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第４　入札参加資格申請の受付

１　追加受付

（１）提出期限

令和８年 12 月から令和 11 年 11 月までの毎月１日から 15 日まで

※15 日を過ぎて届いた申請書については、翌月審査分となります。

（２）申請方法

香川県電子申請・届出システム

(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14068)

上記のＵＲＬにアクセスし、申請を行ってください。

（３）資格審査結果の通知

審査終了後、毎月下旬頃に香川県電子申請・届出システムから通知します。

（４）登録の有効期間

資格審査結果通知の翌月１日から令和 11 年 12 月 31 日まで

（５）申請内容の公表

競争入札参加資格を取得された方は、競争入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等で公表します。

なお、申請された内容については、香川県情報公開条例等に基づき、その全部又は一部を公表することがあります。

２　随時受付

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約（ＷＴＯ）に係る競争入札に参加するための申請は、随時受け付けています。前記　追加受付（２）より申請してください。

詳細については、３　問い合わせ先に確認ください。

３　問い合わせ先

〒７６０－８５７０

高松市番町四丁目１番１０号　香川県庁本館３階

総務事務集中課（出納局内）　物品調達グループ

電話　　０８７－８３２－３６３１

ＦＡＸ　　０８７－８０６－０２１５

メール　soumujimu@pref.kagawa.lg.jp

第５　提出書類

◎：必ず提出　　○：該当する場合に提出

※香川県電子申請・届出システムの指示に従い、下記必要書類は必ず添付してください。

※添付書類が日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものを添付すること。 ※発行から３か月以内のもの。 ※全て写し可	法人	個人
①　納税証明書等 ・法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 （納税証明書　その３の３（法人） その３の２（個人））	◎	◎
①　納税証明書等 ・個人住民税について滞納がない旨の証明書		◎
②　登記事項証明書	◎	
②　身分証明書等　**注）Ａ・Ｂともに提出が必要** Ａ　本籍地の市区町村が発行する身分証明書 Ｂ　法務局が発行する登記されていないことの証明書		◎ ◎
③　決算状況を明らかにする書類 ・法人の場合：貸借対照表、損益計算書等で、申請日の直前の事業年度の決算のもの ・個人の場合：青色申告書など決算状況がわかるもの	◎	◎
④　香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式） 【本社または契約先が香川県内にある場合のみ】	◎	◎
⑤　ISO 9001 又は ISO 14001 を取得している場合は登録証	○	○
⑥　特約店・代理店関係を証明する書類	○	○
⑦　過去 10 年の間に合併・分社により、香川県へ競争入札参加資格の承継申請を行い、その承認を得ている場合、承継承認通知	○	○
⑧　障害者雇用状況報告書【障害者雇用促進法 43 条第 7 項第 6 号様式（第 4 条関係）】 ▲管轄のハローワークへ提出した書類▲ **※報告義務がない場合には、(42)に「障害者雇用状況報告書を提出できない理由」を記載すること**	○	○
⑨　営業に関し、許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面 **※営業種目「8, 9, 19, 31, 32, 36, 41」の場合は必須**	○	○

第６　申請における注意事項

・漢字・カナ・数字は全角で入力してください。
・環境依存文字や単位記号・特殊文字を使用せずに常用漢字を利用してください。
・決算状況を明らかにする書類は日本語で作成してください。
・その他の書類が外国語で記載しているものは日本語の訳文を付記し、添付してください。
・決算状況を明らかにする書類に記載する金額は日本国通貨で表示してください。
・その他の書類が外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、添付してください。

第６　公的書類についてのお知らせ

１　第５提出書類―①「**納税証明書等**」について

法人税　本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行　…国税

※法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm

なお、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

◆納税証明書の取得に係るデジタル化の取り組みの推進により、下記をご参照ください。
・スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について
(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/0022008-056.htm)

２　第５提出書類―④「**香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書**」について

香川県税については、下記ホームページを参照ください。

問い合わせ先：香川県県税事務所
〒760-0068
高松市松島町 1-17-28（香川県高松合同庁舎内）
代表電話番号　087-806-0306

※　香川県ホームページ　→　県内総合情報を見る　→　暮らし・環境　→　税　→　県税のページ　→　申請用紙等

https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html#etc

３　第５提出書類―⑧「**障害者雇用状況報告書**」について

公共職業安定所に提出済の障害者雇用状況報告書の写し【第 6 号様式（第 4 条関係）】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により報告義務のある常時雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が法定数（R8.7 月現在＝37.5 人）以上の場合、管轄のハローワークへ提出している**障害者雇用状況報告書（第 6 号様式（第 4 条関係））**を添付すること。

※従業員数（法定数）が 37.5 人（R8.7 月現在）以上の場合で、ハローワークへの報告義務が無い場合は、その理由を申請書余白に記載すること。（例：除外率、特例子会社制度、従業員数の増減　等）

※報告義務の根拠となる法定数は随時改定される場合があります。

※障害者雇用状況報告の提出について（厚生労働省 HP より）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index_00001.html

《参　考》

営　業　種　目

１　文　具　事　務　機　器　類	２２　写　真　機　・　写　真　材　料　類
２　用　　紙　　類	２３　厨　房　用　器　具　類
３　一　般　印　刷　類	２４　暖　冷　房　衛　生　設　備　機　器　類
４　地　図　・　フ　ォ　ー　ム　印　刷　類	２５　消　防　防　災　機　器　類
５　印　　章　　類	２６　清　掃　器　具　・　塗　料　・　船　具　類
６　表　彰　品　・　記　念　品　類	２７　水　道　用　資　材　類
７　医　療　機　械　器　具　類	２８　造　　船　　類
⑧　薬　　品　　類	２９　木　　材　　類
⑨　計　測　理　化　学　機　械　器　具　類	３０　建　築　・　建　設　資　材　類
１０　車　　両　　類	㉛　金　属　く　ず　・　古　物　商
１１　視　聴　覚　機　器　類	㉜　建　築　物　環　境　維　持　管　理
１２　電　気　通　信　機　械　器　具　類	３３　賃　貸　・　リ　ー　ス
１３　建　設　産　業　機　械　器　具　類	３４　企　画　・　広　告　・　イ　ベ　ン　ト
１４　農　業　機　械　器　具　類	３５　コンピュータ処理・ソフトウエア開発
１５　衣　料　雑　貨　類	㊱　警　備　保　障　・　人　材　派　遣
１６　家　具　木　工　類	３７　調　査　・　研　究　・　検　査
１７　室　内　装　飾　看　板　類	３８　代　　理　　業
１８　食　料　品　類	３９　そ　　の　　他
⑲　燃　　料　　類	４０　森　林　整　備
２０　書　　籍　　類	㊶　廃　棄　物　処　理　業
２１　運　動　用　具　・　楽　器　類	

※　営業種目番号に◯があるものは、営業に関する、許可、認可、登録等を得たことを証する書面またはその写しを添付すること。その他の業種については、必要に応じて添付すること。